

財務省告示第十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 平沼 赳夫

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第二十三 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別会計の積立金 による引受け
四	発行額	額面金額で千百六十億円
五	払込金額	千五百八十八億八千四百万円
六	額面金額の 種類	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種
七	発行価格	平成十四年十二月二十日 額面金額百円につき九十九円九 十銭
八	発行価格	年〇・三パーセント
九	初期利子率	平成十五年六月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一 第二期以後の利子
 毎半年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお

十 十 十
五 四 三 二

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

平 取 国 日 額 平 る い
成 扱 債 本 面 成 利 て
十 店 代 銀 金 十 子 、
四 並 理 行 の 額 九 年 を そ
年 び 店 の 本 円 十 年 支 の
十 に 及 店 につ 二 月 日
二 取 び 支 月 二 月 以
月 扱 国 店 二 月 前
二 郵 債 支 月 二 月 六
十 便 元 店 月 二 月 月
日 局 利 支 月 二 月 間
に
属
す